

県 章

# 三重県公報

平成18年12月26日(火)

号 外

## 目 次

条 例	
三重県地方卸売市場条例.....	(農水産物安全室) 17
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(給 与 福 利 室) 30
三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例.....	( 同 ) 31
三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例.....	(生 活 保 障 室) 31
三重県中央卸売市場条例の一部を改正する条例.....	(農水産物安全室) 32
公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(教 育 委 員 会) 33
公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例...	( 同 ) 34
三重県病院事業庁看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例.....	(病 院 事 業 庁) 35
三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例.....	(警 察 本 部) 35
三重県知的障害者福祉センターはばたき条例を廃止する条例.....	(障 害 福 祉 室) 36
三重県議会基本条例.....	( 県 議 会 ) 36
三重県議会議員の政治倫理に関する条例.....	( 同 ) 40
三重県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	( 同 ) 43

### 公布された条例のあらまし

#### 三重県地方卸売市場条例 (条例第73号)

##### 1 名称、位置及び面積

名称 三重県地方卸売市場  
位置 松阪市小津町800番地  
面積 9,295平方メートル

##### 2 取扱品目

市場の取扱品目の部類は、水産物部とし、取扱品目は、生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品 (規則で定めるものを除く。) を従たる取扱品目とすることとしました。

##### 3 開場の期日

(1) 市場は、次に掲げる日 (以下「休日」という。) を除き、毎日、開場することとしました。

ア 日曜日 (1月5日及び12月25日から12月30日までの間の日曜日を除く。)

イ 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日

ウ 1月2日から1月4日まで及び12月31日

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができることとしました。

##### 4 開場の時間

開場の時間は、午前0時から午後12時までとすることとしました。ただし、知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、臨時に変更することができることとしました。

##### 5 卸売業者の数

卸売業者 (三重県卸売市場条例 (以下「県条例」という。) 第22条第1項の規定により、知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。) の数は、2を超えないこととしました。

## 6 保証金の預託

- (1) 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を知事に預託しなければならないこととしました。
- (2) 卸売業者は、(1)の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならないこととしました。

## 7 保証金の額

- (1) 6の(1)の保証金の額は、120万円以上2,400万円以下の金額の範囲内で規則で定めることとしました。
- (2) (1)の保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに充てることができることとしました。

ア 国債証券

イ 地方債証券

ウ 日本銀行が発行する出資証券

エ 特別の法律により法人が発行する債券

- (3) (2)の有価証券の価格は、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める額以下において、規則で定める額とすることとしました。

ア (2)のア若しくはイに掲げる証券又は(2)のエに掲げる債券のうち政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額

イ (2)のウ又はエに掲げる有価証券(アに掲げる債券を除く。) その額面金額の100分の90に相当する額

## 8 保証金の追加預託

- (1) 6の(1)の保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、知事の指定する期日までに当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならないこととしました。
- (2) 卸売業者は、(1)の規定による預託を完了しない場合においては、指定期日経過後その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができないこととしました。
- (3) 7の(2)及び(3)の規定は、(1)の規定による預託について準用することとしました。

## 9 保証金の充当

- (1) 知事は、市場において卸売業者から収受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した6の(1)の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することとしました。
- (2) 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した6の(1)の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することとしました。
- (3) (1)の優先して弁済を受ける権利は、(2)の優先して弁済を受ける権利に優先することとしました。

## 10 保証金の返還

- 6の(1)の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ返還しないこととしました。

## 11 せり人の届出

- (1) 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人を、規則で定めるところにより知事に届け出なければならないこととしました。
- (2) 卸売業者は、(1)の届出事項に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならないこととしました。

## 12 事業報告書の提出

- 卸売業者は、規則で定める事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に、知事に提出しなければならないこととしました。

## 13 仲卸業者の数

- 仲卸業者(14の(1)の規定により、知事の承認を受けて仲卸しの業務(知事が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数は、10を超えないこととしました。

## 14 仲卸業務の承認

- (1) 市場における仲卸しの業務は、知事の承認を受けた者でなければ行ってはならないこととしました。

- (2) (1)の承認は、取扱品目の部類で行うこととしました。
- (3) (1)の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならないこととしました。
- ア 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- イ 商号
- ウ 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 知事は、(1)の承認の申請が次のいずれかに該当するときは、(1)の承認をしてはならないこととしました。
- ア 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- ウ 申請者が市場の仲卸しの業務の承認の取消し又は三重県中央卸売市場（三重県中央卸売市場条例に規定する三重県中央卸売市場をいう。）の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- エ 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- オ 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるとき。
- カ 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。
- キ 当該承認をすることによって仲卸業者の数が13に定める数を超えることとなる時。
- 15 保証金の預託
- (1) 仲卸業者は、14の(1)の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を知事に預託しなければならないこととしました。
- (2) 仲卸業者は、(1)の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならないこととしました。
- 16 保証金の額
- (1) 15の(1)の保証金の額は、50の(1)の規定に基づき定める使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲において規則で定めることとしました。
- (2) 7の(2)及び(3)並びに8から10までの規定は、15の(1)の保証金について準用することとしました。
- 17 仲卸業務の承認の取消し
- (1) 知事は、仲卸業者が14の(4)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、14の(1)の承認を取り消すこととしました。
- (2) 知事は、仲卸業者が次のいずれかに該当するときは、14の(1)の承認を取り消すことができることとしました。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでないこととしました。
- ア 14の(1)の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に15の(1)の保証金を預託しないとき。
- イ 14の(1)の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- ウ 引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- エ その業務を遂行しないとき。
- (3) (2)の規定による承認の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならないこととしました。
- 18 仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による承継
- (1) 仲卸業者が営業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継することとしました。
- (2) 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継することとしました。

(3) (1)又は(2)の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならないこととしました。

(4) 14の(4)の規定は、(1)又は(2)の承認について準用することとしました。

#### 19 名称変更等の届出

(1) 仲卸業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととしました。

ア 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

イ 14の(3)のアからウまでに掲げる事項に変更があったとき。

ウ 仲卸しの業務を廃止したとき。

(2) 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととしました。

#### 20 決算報告書の提出

仲卸業者は、決算報告書を毎事業年度経過後90日以内に、知事に提出しなければならないこととしました。

#### 21 売買参加者の承認

(1) 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、知事の承認を受けなければならないこととしました。

(2) (1)の承認は、取扱品目の部類で行うこととしました。

(3) (1)の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならないこととしました。

ア 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

イ 商号

ウ 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 知事は、(1)の承認の申請者が次のいずれかに該当する場合を除き、(1)の承認をすることとしました。

ア 破産者で復権を得ないものであるとき。

イ 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

ウ 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

エ 23又は53の(1)のウの規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

#### 22 名称変更等の届出

(1) 21の(1)の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととしました。

ア 氏名又は住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更したとき。

イ 商号を変更したとき。

ウ 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

(2) 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととしました。

#### 23 売買参加者の承認の取消し

知事は、売買参加者が21の(4)のア又はウに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すこととしました。

#### 24 売買取引の原則

市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならないこととしました。

#### 25 売買取引の方法

(1) 卸売業者は、市場において行う卸売については、2に規定する取扱品目の物品（28、55の(1)及び56を除き、以下「物品」という。）の売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。）によらなければならないこととしました。

(2) 卸売業者は、次に掲げる場合であって知事が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなけれ

ばならないこととしました。

ア 市場における物品の入荷が一時的に著しく減少した場合

イ 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

- (3) 卸売業者は、物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならないこととしました。

#### 26 差別的取扱いの禁止

卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととしました。

#### 27 卸売の相手方の制限

卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならないこととしました。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでないこととしました。

- (1) 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された生鮮食料品等が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合
- (2) 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- (3) 他の卸売市場の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法では当該卸売市場に出荷されることが困難である物品を、当該卸売市場の卸売業者又は仲卸業者に対して卸売をする場合

#### 28 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止

卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において県条例第22条の許可に係る取扱品目の物品について、卸売の相手方として、物品を買い受けてはならないこととしました。

#### 29 委託手数料以外の報償の收受の禁止

卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から39に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならないこととしました。

#### 30 受託契約約款

- (1) 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができることとしました。
- (2) 卸売業者は、(1)の受託契約約款を定めたとき又は変更したときは、速やかに知事に届け出るとともに、卸売場又は市場内のその事務所の見やすい場所に掲示しなければならないこととしました。

#### 31 販売前における受託物品の検収

卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならないこととしました。

#### 32 販売原票の作成

- (1) 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、その写しを知事に提出しなければならないこととしました。
- (2) 卸売業者は、(1)の販売原票に出荷者並びに当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）、数量及び単価に数量を乗じて得た金額並びにその卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者（40において「買受人」という。）を正確に記載しなければならないこととしました。

#### 33 仲卸業者の業務の規制

- (1) 仲卸業者は、市場内においては、14の(1)の承認に係る取扱品目について、次に掲げる行為をしてはならないこととしました。ただし、イに掲げる行為について、市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合は、この限りでないこととしました。

ア 販売の委託の引受けをすること。

イ 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

- (2) (1)ただし書の規定により市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととしました。

#### 34 売買取引の制限

- (1) 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次のいずれかに該当するときは、その

売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができることとしました。

ア 談合その他不正な行為があると認めるとき。

イ 不当な価格が形成されていると認めるとき又は形成されるおそれがあると認めるとき。

- (2) 知事は、(1)に規定するもののほか、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次のいずれかに該当するときは、その者に対し市場での売買を差し止めることができることとしました。

ア 売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき。

イ 買受代金の支払を怠ったとき。

### 35 衛生上有害な物品の売買禁止等

- (1) 市場関係者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めることとしました。

- (2) 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならないこととしました。

- (3) 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じることができることとしました。

### 36 卸売予定数量等の報告

- (1) 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、主要な品目ごとの数量及びその主要な産地を知事に報告しなければならないこととしました。

ア セり売又は入札の方法により当日卸売をする物品

イ 相対取引により当日卸売をする物品

- (2) 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を知事に報告しなければならないこととしました。

ア セり売又は入札の方法により当日卸売をした物品

イ 相対取引により当日卸売をした物品

- (3) 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額（単価に数量を乗じて得た金額にその100分の5に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならないこととしました。

### 37 開設者による卸売予定数量等の公表

- (1) 知事は、卸売業者から36の(1)の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地を市場の見やすい場所に掲示することとしました。

- (2) 知事は、卸売業者から36の(2)の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに主要な品目の卸売の数量、主要な産地及び卸売価格を公表することとしました。この場合において、卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してすることとしました。

### 38 仕切り及び送金

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額、当該合計額の100分の5に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により、41ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の5に相当する金額）、控除すべき39で規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金の額を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならないこととしました。

### 39 委託手数料の率

卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に次に掲げる取扱品目ごとにそれぞれ次に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とすることとしました。

ア 生鮮水産物及びその加工品 100分の6.0

イ その他の食料品（規則で定めるものを除く。） 100分の5.0

### 40 買受代金の即時支払義務

- (1) 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受け

た額にその100分の5に当たる額を加えた額とする。)を支払わなければならないこととしました。

- (2) 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うように努めなければならないこととしました。

#### 41 卸売代金の変更の禁止

卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならないこととしました。ただし、規則で定めるところにより、知事が正当な理由があると確認したときは、この限りでないこととしました。

#### 42 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

- (1) 知事は、卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならないこととしました。

ア 施設の取扱品目

イ 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

ウ 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

エ その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、(1)の規定による規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならないこととしました。

#### 43 市場施設の使用許可

- (1) 卸売業者及び仲卸業者は、市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととしました。この場合において、市場施設の位置、面積、使用期間、用途その他の使用条件は、知事が指定することとしました。

- (2) 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他(1)に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができることとしました。この場合において、市場施設の位置、面積、使用期間、用途その他の使用条件は、知事が指定することとしました。

- (3) (2)の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を知事に預託しなければならないこととしました。ただし、公共的な目的のために使用する場合その他特別の理由がある場合で知事が認めるときは、この限りでないこととしました。

- (4) (2)の許可を受けた者で(3)の保証金を預託しなければならない者は、当該保証金を預託した後でなければ市場施設の使用を開始してはならないこととしました。

- (5) (3)の保証金の額は、50の(1)の規定に基づき定める使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定めることとしました。

- (6) 7の(2)及び(3)並びに8から10までの規定は、(3)の保証金について準用することとしました。

#### 44 用途変更、転貸等の禁止

43の(1)及び(2)の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設を所定の用途以外の用途に使用し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならないこととしました。

#### 45 原状変更の禁止

- (1) 使用者は、知事の承認を受けないで当該市場施設に建築、造作、模様替えその他原状を変更する行為をしてはならないこととしました。

- (2) 使用者が知事の承認を受けて、当該市場施設の原状を変更したときは、知事は、当該市場施設の返還の際に、使用者に対し原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の支払を命じることができることとしました。

#### 46 善良な管理者の注意及び補修命令

- (1) 使用者は、善良な管理者の注意をもって、市場施設を使用しなければならないこととしました。

- (2) 知事は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又はき損した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の支払を命じることができることとしました。

#### 47 許可の取消しその他の規制

知事は、次に掲げる場合には、使用者に対し、市場施設の使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命じることができることとしました。

ア 災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるとき。

イ 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは処分  
違反したとき。

ウ その他市場の管理上知事が必要と認めたとき。

48 市場施設等の検査

知事は、災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場施設の適正な使用を図るため必要があると  
認めるときは、使用者の使用する市場施設について検査をすることができることとしました。

49 返還

使用者の死亡、解散又は廃業、県条例第48条第1項又は第2項の規定による許可の取消し、17の(1)又  
は(2)の規定による業務の承認の取消しその他の理由により市場施設を使用しなくなったときは、相続人、  
清算人、代理人又は当該使用者は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還  
しなければならないこととしました。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでないこととしま  
した。

50 使用料等

(1) 市場施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、次の表の金額に100分の105を乗じて  
得た金額（卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料にあっては、同表の金額）の範囲内で規則で  
定めることとしました。

種 別	金 額 (月 額)
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.5
仲卸業者市場使用料	33の(1)ただし書の規定により買い入れた場合におけるその買い入れた物品 の販売金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の1,000分3.5
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき 320円
仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき 1,440円
倉 庫 使 用 料	1 平方メートルにつき 1,030円
冷 蔵 庫 使 用 料	1 棟（建物、機械一式）につき 5,243,000円
製 氷 施 設 使 用 料	1 棟（建物、機械一式）につき 207,000円
業者事務所使用料	1 平方メートルにつき 1,330円
水産加工施設使用料	1 平方メートルにつき 765円
敷 地 使 用 料	1 平方メートルにつき 130円

(2) 既納の使用料は、返還しないこととしました。ただし、使用者がその責任に基づかない事由により  
その使用が著しく困難となったときその他規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでないこ  
ととしました。

(3) 知事は、公益上特別の必要があると認められるときその他規則で定める特別の理由がある場合は、  
(1)の使用料を減免することができることとしました。

(4) 使用者が市場において使用する電気、水道等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする  
こととしました。

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し、必要な事項は、規則で定めるこ  
ととしました。

51 報告及び検査

(1) 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者若  
しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員  
に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産  
の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとしました。

(2) (1)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければ  
ならないこととしました。

(3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこととし  
ました。

52 改善措置命令

(1) 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、  
卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じることが

できることとしました。

- (2) 知事は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じることができるとしました。

#### 53 監督処分

- (1) 知事は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者（以下「卸売業者等」という。）に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつてはア、仲卸業者にあつてはイ、売買参加者にあつてはウに掲げる処分をすることができることとしました。

ア 6月以内の期間を定めて県条例第22条の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命じること。

イ 14の(1)の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

ウ 21の(1)の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。

- (2) 知事は、せり人が次のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてせり人の業務の停止を命じることができるとしました。

ア この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

イ せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と通謀して不正な行為をし、又はこれらの者に不正な行為をさせたとき。

ウ せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

エ その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

- (3) 知事は、卸売業者等の代表者、代理人又は使用人その他の従業者に、当該卸売業者等の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為があるときは、当該行為者に対して、6月以内の期間を定めて入場の停止を命じることができるとしました。

#### 54 卸売業務の代行

- (1) 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者（卸売業者であった者を含む。）に対しその行うことができなくなった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることとしました。

- (2) 知事は、(1)の規定による卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき又は他の卸売業者に卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うこととしました。この場合において、5から10まで及び12の規定は、適用しないこととしました。

#### 55 無許可営業の禁止

- (1) 卸売業者及び仲卸業者がそれぞれの許可又は承認を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならないこととしました。

- (2) 知事は、(1)の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることができるとしました。

#### 56 市場の出入り等に対する指示

- (1) 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、知事の指示に従わなければならないこととしました。

- (2) 知事は、(1)の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができることとしました。

#### 57 市場秩序の保持等

- (1) 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならないこととしました。

- (2) 知事は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の禁止及び制限、退場その他必要な措置をすることができることとしました。

#### 58 許可等の制限又は条件

(1) この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付けることができることとしました。

(2) (1)の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課するものであってはならないこととしました。

59 市場運営の協議

市場の業務の適正かつ健全な運営の確保を図るため、次に掲げる事項については、三重県中央卸売市場条例第77条に規定する三重県中央卸売市場運営協議会において調査審議することとしました。

ア 市場業務の運営に関すること。

イ アに定めるもののほか、市場に関する重要事項に関すること。

60 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。

61 この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

62 この条例の施行の際現に三重県中央卸売市場条例第12条第1項の規定によりせり人の登録を受けている者は、この条例の施行の日に、11の(1)の規定によりせり人の届出をしたものとみなすこととしました。

63 この条例の施行の際現に三重県中央卸売市場条例第7条第1項又は第19条第1項の規定により保証金の預託をしている者は、この条例の施行の日に、6の(1)又は15の(1)の規定により保証金を預託したものとみなすこととしました。

64 この条例の施行の際現に三重県中央卸売市場条例第18条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日に、14の(1)の規定により仲卸業務の承認を受けたものとみなすこととしました。

65 この条例の施行の際現に三重県中央卸売市場条例第25条第1項の規定により売買参加者の承認を受けている者は、この条例の施行の日に、21の(1)の規定により売買参加者の承認を受けたものとみなすこととしました。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第74号)

1 管理職手当の月額を当該手当を受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額 (現行 給料月額の100分の25を超えない範囲内の額) に改めることとしました。

2 農林漁業普及指導手当の月額を給料の月額100分の8を超えない範囲内の額 (現行 給料の月額に100分の8又は100分の12を乗じて得た額の範囲内の額) に改めることとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとしました。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第75号)

1 退職手当から控除する既に支給を受けた退職手当の額の計算に用いる利率について、次のとおり改めることとしました。

区 分	現 行		改 正 後	
	期 間	利 率	期 間	利 率
職 員	すべての期間	年5.5パーセント	平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
			平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
			平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
			平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
			平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
			平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
			平成21年4月1日以後	年3.2パーセント

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (条例第76号)

1 地域普通調整交付金の額についての規定を整備することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとしました。

三重県中央卸売市場条例の一部を改正する条例 ( 条例第77号 )

- 1 中央卸売市場から水産物部を除くとともに、青果部の規定を整備することとしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行することとしました。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( 条例第78号 )

- 1 管理職手当の月額を当該手当を受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額 ( 現行 給料月額の100分の25を超えない範囲内の額 ) に改めることとしました。
- 2 勤勉手当の読替えについての規定を整備することとしました。
  - (1) 管理職員 ( 教育長が定める者に限る。 (2)において同じ。 ) に対する勤勉手当は、教育長が定める期間 ( 現行 6 月 1 日又は12月 1 日以前 6 箇月以内の期間 ) における勤務成績に応じて支給することとしました。
  - (2) 管理職員の勤勉手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額 ( 現行 給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額 ) の合計額とすることとしました。
- 3 特殊勤務手当の支給限度額を次のとおり改めることとしました。

区 分	現 行	改 正 後
夜間定時制等手当	本務として夜間定時制課程に勤務する者	1 月につき 9,200円
	上記以外の者	1 回につき 450円
特殊学校勤務手当		1 月につき 9,200円
教育業務連絡指導手当		1 日につき 200円

- 4 その他規定を整備することとしました。
- 5 この条例は、平成19年 4 月 1 日 ( 2 及び 4 については公布の日 ) から施行することとしました。
- 6 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとしました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ( 条例第79号 )

- 1 退職手当から控除する既に支給を受けた退職手当の額の計算に用いる利率について、次のとおり改めることとしました。

区 分	現 行		改 正 後	
	期 間	利 率	期 間	利 率
公立学校 職 員	すべての期間	年5.5パーセント	平成13年 3 月31日以前	年5.5パーセント
			平成13年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで	年4.0パーセント
			平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで	年1.6パーセント
			平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで	年2.3パーセント
			平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで	年2.6パーセント
			平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで	年3.0パーセント
			平成21年 4 月 1 日以後	年3.2パーセント

- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県病院事業庁看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例 ( 条例第80号 )

- 1 県内の看護系の大学又は大学院に在学中に修学資金の貸与を受けた者が、県立病院で必要な期間勤務した場合に修学資金の返還を免除する規定を整備することとしました。

- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例 ( 条例第81号 )

- 1 津南警察署の管轄区域の町名を変更することとしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例を廃止する条例 ( 条例第82号 )

- 1 三重県知的障害者福祉センターはばたきを廃止するため、同センターの設置について定めた三重県知的障害者福祉センターはばたき条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行することとしました。

## 三重県議会基本条例（条例第83号）

## 1 目的

この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的としました。

## 2 基本理念

議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むこととしました。

## 3 基本方針

議会は、2の基本理念ののっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うこととしました。

ア 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

イ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

ウ 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

エ 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 4 議員の責務及び活動原則

(1) 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえることとしました。

(2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めることとしました。

(3) 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有することとしました。

(4) 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うこととしました。

## 5 会派

(1) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができることとしました。

(2) 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めることとしました。

## 6 議会運営の原則

(1) 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならないこととしました。

(2) 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならないこととしました。

(3) 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整することとしました。

(4) 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならないこととしました。

## 7 議会の説明責任

議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有することとしました。

## 8 知事等との関係の基本原則

(1) 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならないこととしました。

(2) 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないこととしました。

## 9 監視及び評価

(1) 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有することとしました。

(2) 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有することとしました。

## 10 政策立案及び政策提言

議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うこととしました。

#### 11 議会の機能の強化

議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化することとしました。

#### 12 附属機関の設置

議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができることとしました。

#### 13 調査機関の設置

(1) 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができることとしました。

(2) 議会は、必要があると認めるときは、(1)の調査機関に、議員を構成員として加えることができることとしました。

(3) (1)の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしました。

#### 14 検討会等の設置

(1) 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができることとしました。

(2) (1)の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしました。

#### 15 議員間討議

(1) 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに13及び14により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めることとしました。

(2) 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うこととしました。

#### 16 研修及び調査研究

議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めることとしました。

#### 17 政務調査費

(1) 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保することとしました。

(2) 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによることとしました。

#### 18 県民の議会への参画の確保

(1) 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めることとしました。

(2) 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めることとしました。

#### 19 広聴広報機能の充実

(1) 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めることとしました。

(2) 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置することとしました。

#### 20 委員会等の公開

議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開することとしました。

#### 21 議会活動に関する資料の公開

議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならないこととしました。

#### 22 議会改革推進会議

議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することとしました。

#### 23 交流及び連携の推進

議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うこととしました。

#### 24 政治倫理

- (1) 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないこととしました。
- (2) 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定めることとしました。

#### 25 議会事務局

- (1) 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ることとしました。
- (2) 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができることとしました。

#### 26 議会図書室

- (1) 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めることとしました。
- (2) 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用することとしました。

#### 27 他の条例との関係

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図ることとしました。

#### 28 検討

議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしました。

#### 29 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県議会議員の政治倫理に関する条例（条例第84号）

##### 1 目的

この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とすることとしました。

##### 2 責務

- (1) 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならないこととしました。
- (2) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないこととしました。
- (3) 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うこととしました。

##### 3 政治倫理規準

議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならないこととしました。

ア 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

イ 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。

ウ 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

エ 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

オ 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

カ 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは

職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

#### 4 審査の請求

議員は、3 に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができることとしました。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うこととしました。

#### 5 審査会の設置

- (1) 議長は、4 に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を速やかに設置することとしました。
- (2) 審査会は、委員11人以内で組織することとしました。
- (3) 委員は、議員のうちから議長が任命することとしました。
- (4) 委員の任期は、当該審査が終了するまでとすることとしました。
- (5) 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることとしました。

#### 6 審査会の運営

- (1) 審査会の運営は、次に定めるところによることとしました。
  - ア 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこと。
  - イ 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによること。
  - ウ 審査会は、審査の請求をされた議員につき、3 に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要すること。
  - エ 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができること。
  - オ 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負うこと。
  - カ 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができること。
  - キ 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならないこと。
  - ク 審査会の会議は、原則として非公開とすること。
  - ケ 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 審査会は、(1)のウに定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずることとしました。
- (3) 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定めることとしました。

#### 7 議長への報告

審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告することとしました。

#### 8 審査の結果の通知及び公表

議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、9 の(1)に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならないこととしました。

#### 9 意見書の提出及び公表

- (1) 審査の請求をされた議員は、8 の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができることとしました。
- (2) 議長は、(1)の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表することとしました。

#### 10 措置

- (1) 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができることとしました。
- (2) 議長は、(1)の措置を講じたときは、これを公表しなければならないこととしました。

#### 11 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしまし

た。

12 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
- (2) 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしました。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第85号)

- 1 予算及び決算を所管する予算決算常任委員会を新設するとともに、総務生活常任委員会、健康福祉病院常任委員会及び県土整備企業常任委員会の所管事項から予算決算常任委員会の所管事項を除くこととしました。
- 2 議員は、予算決算常任委員会を除くいずれか一の常任委員会に所属しなければならないこと、また、二を超えて常任委員会に所属することができないこととしました。
- 3 閉会中に委員を選任する必要があるときは、議長が指名することができることとしました。
- 4 閉会中に常任委員の所属変更の申出があるときは、議長が変更することができることとしました。
- 5 閉会中に委員を辞任しようとするときは、議長が許可することができることとしました。
- 6 3、4又は5を行ったときは、議長は議会に報告しなければならないこととしました。
- 7 その他規定を整備することとしました。
- 8 この条例は、公布の日(1及び2については、平成19年4月30日)から施行することとしました。

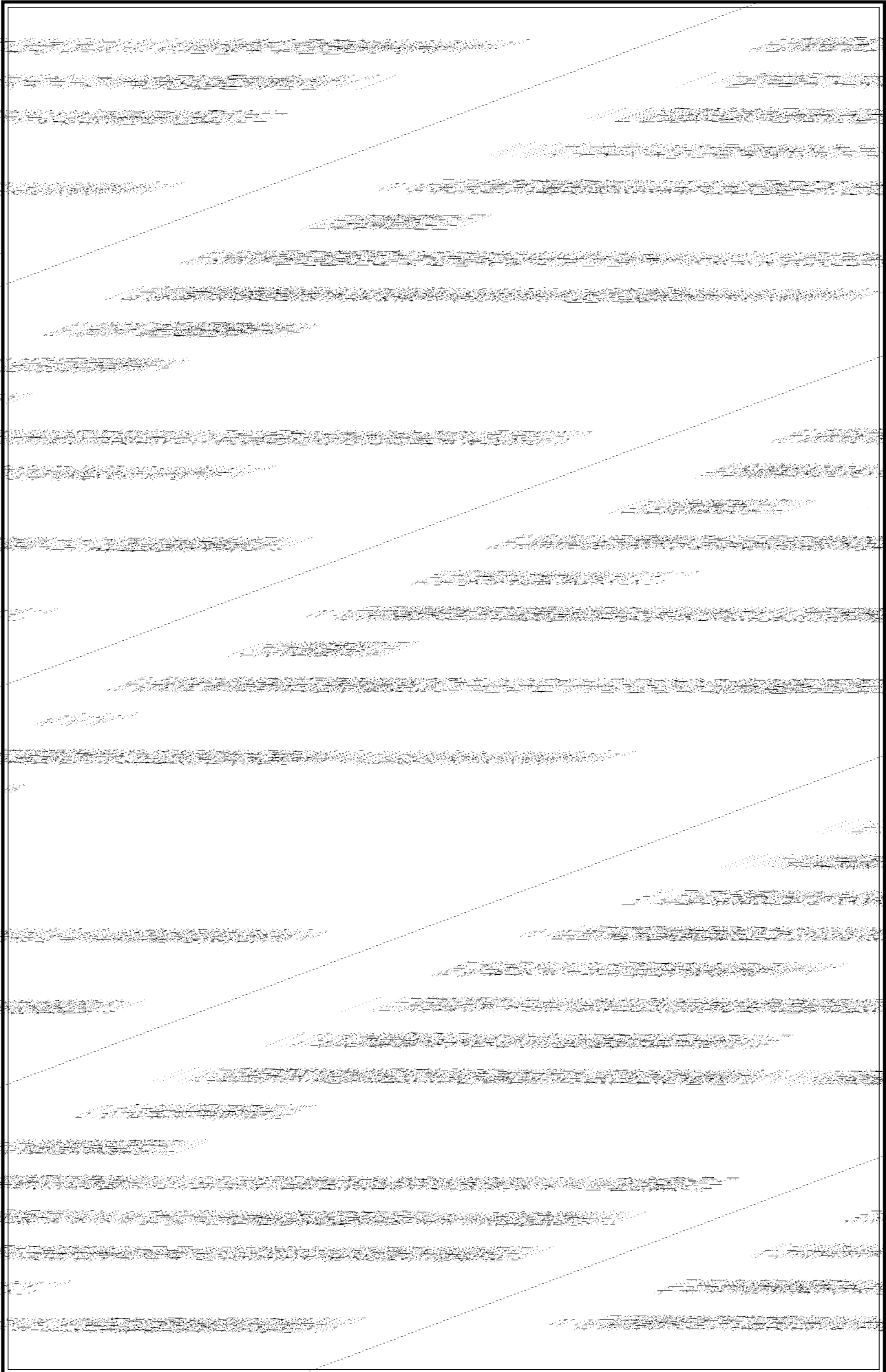
条 例

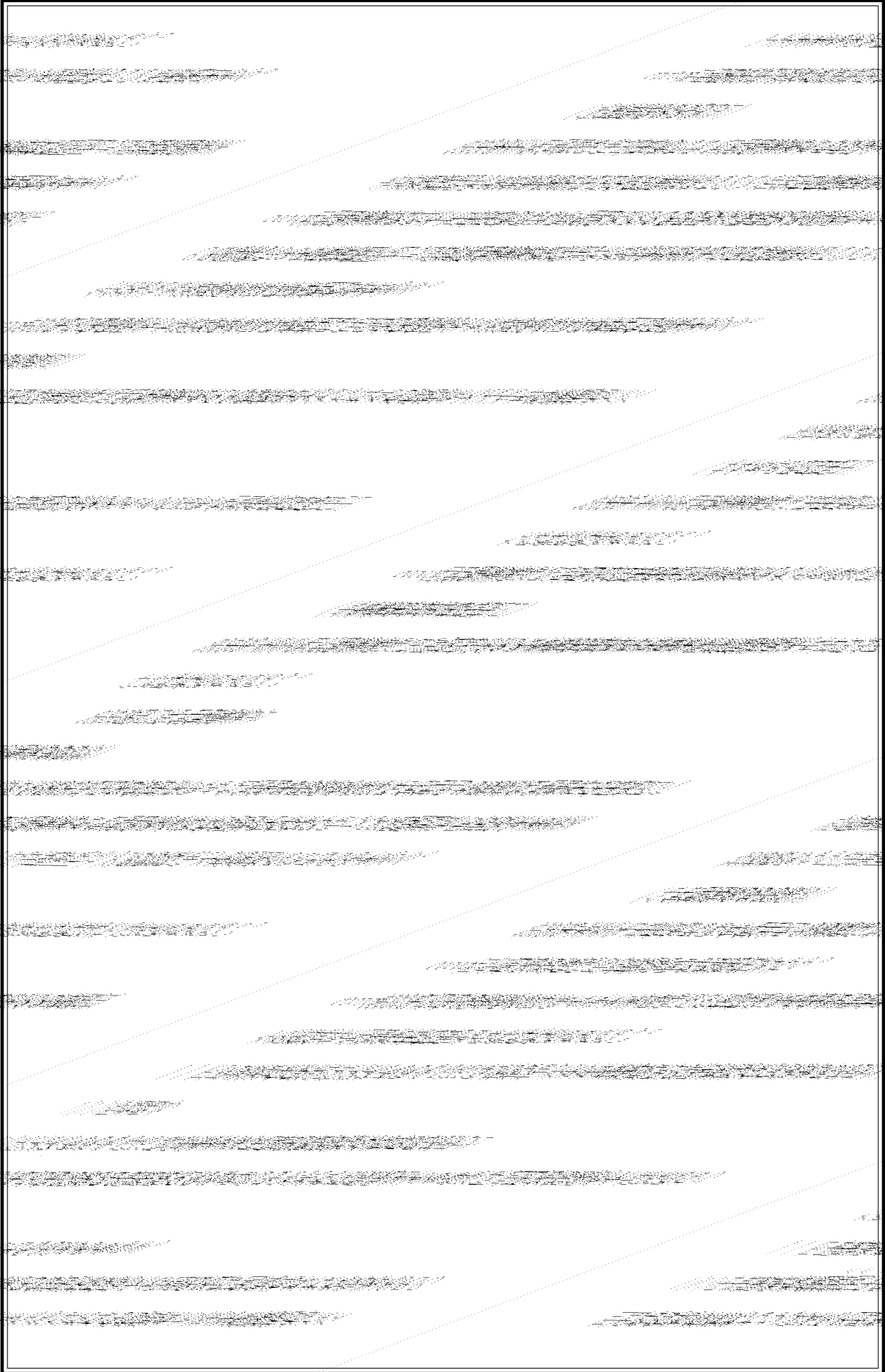
三重県地方卸売市場条例をここに公布します。

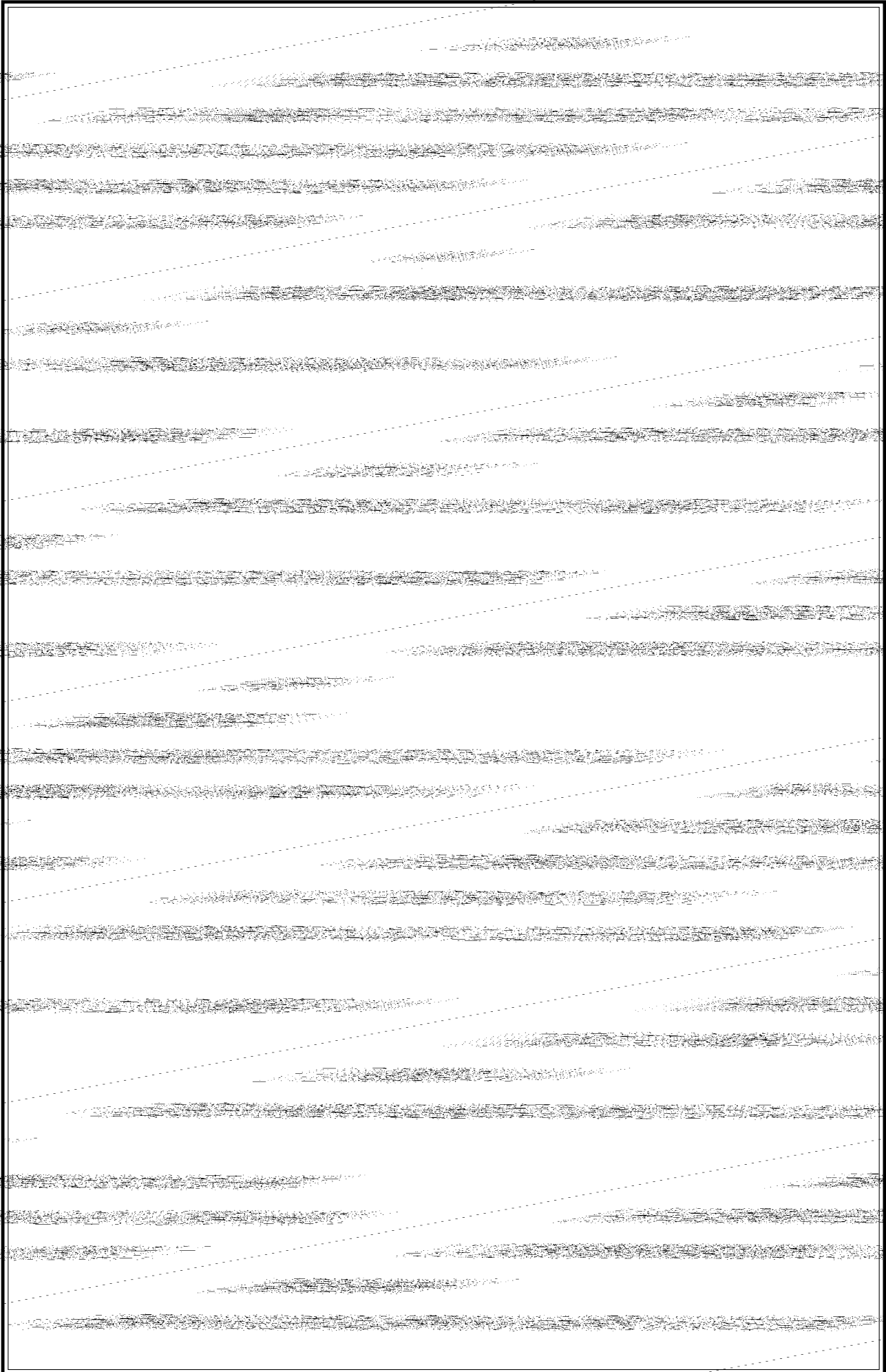
平成十八年十二月二十六日

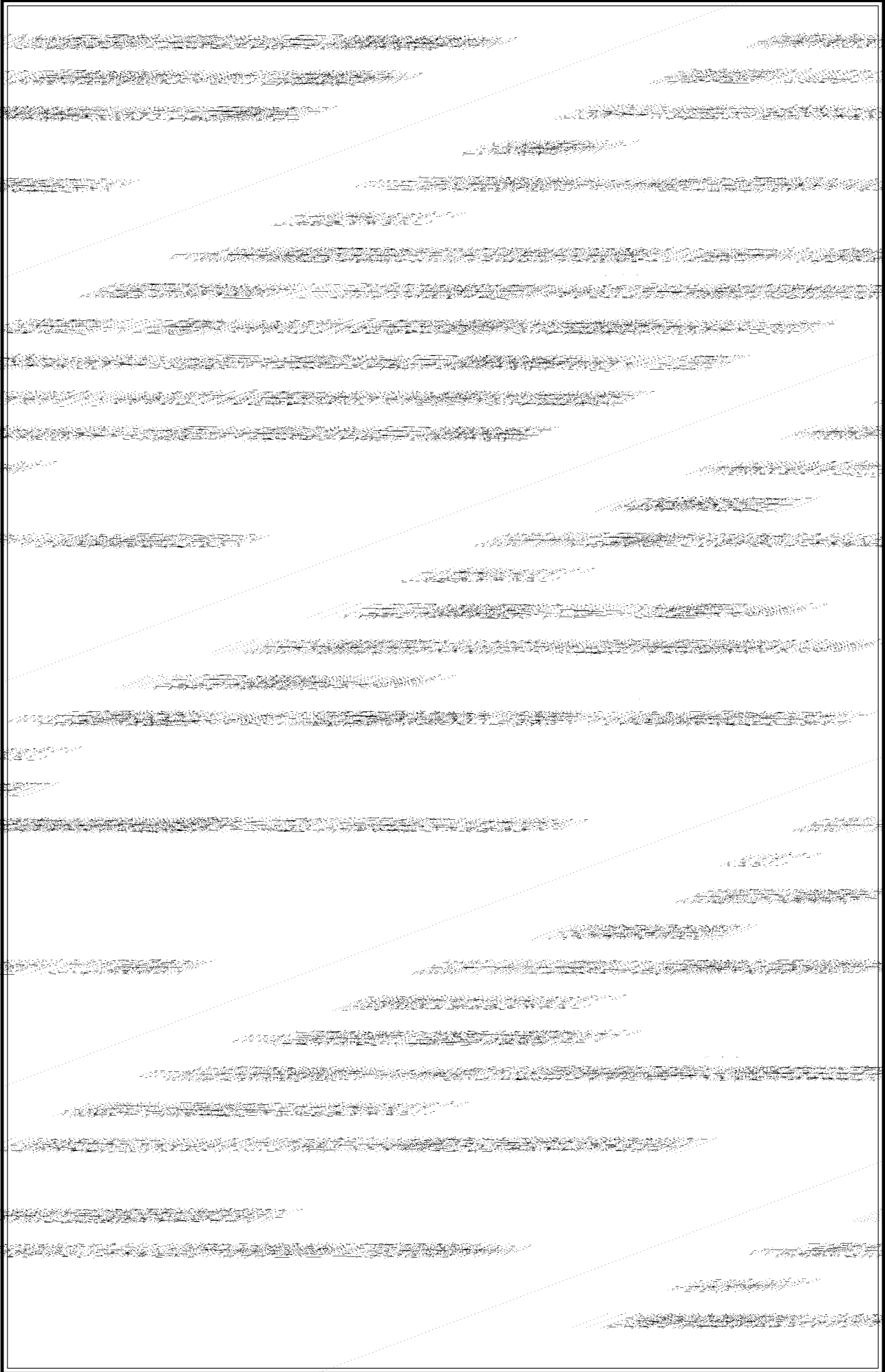
三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十三号

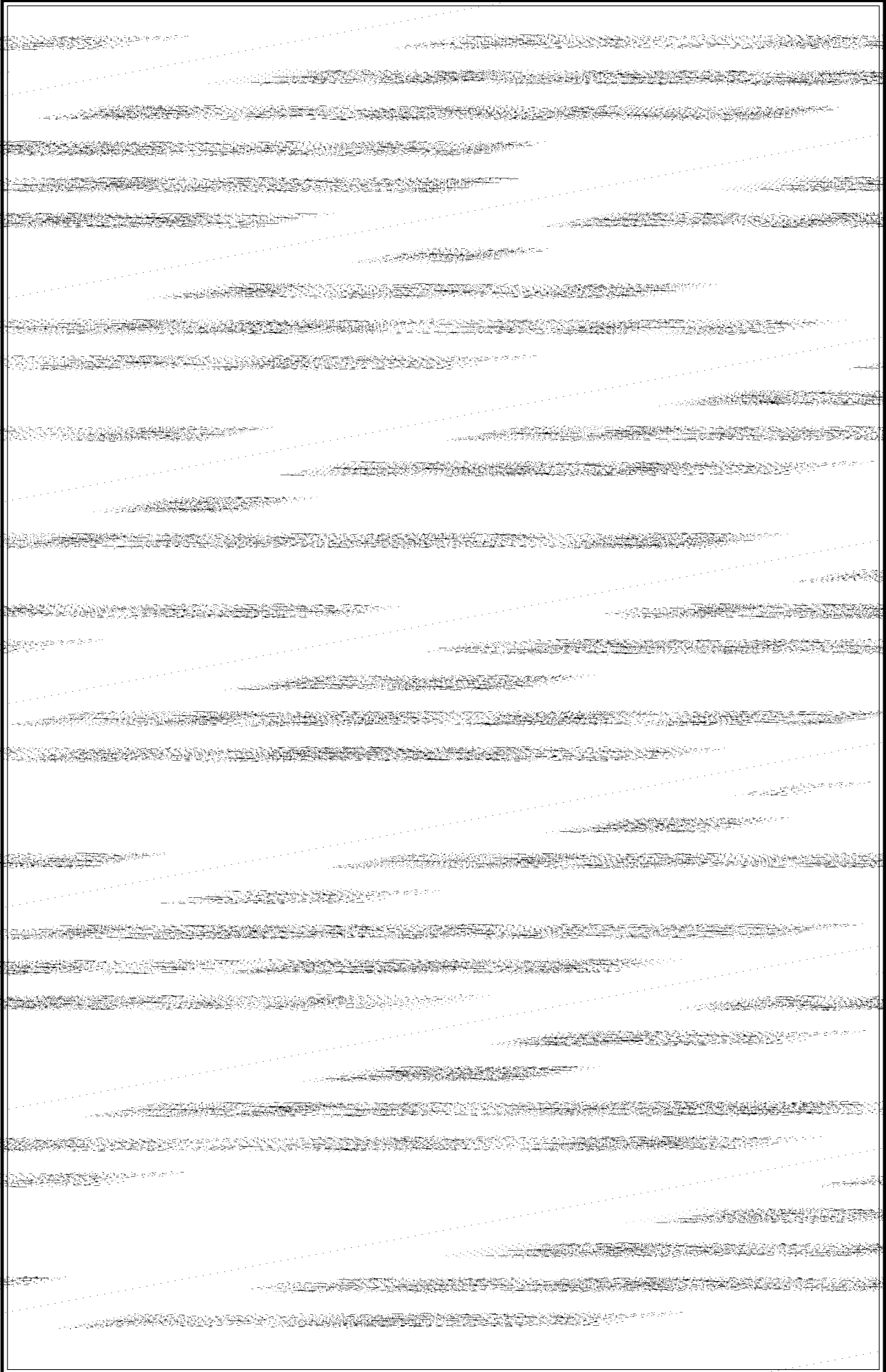






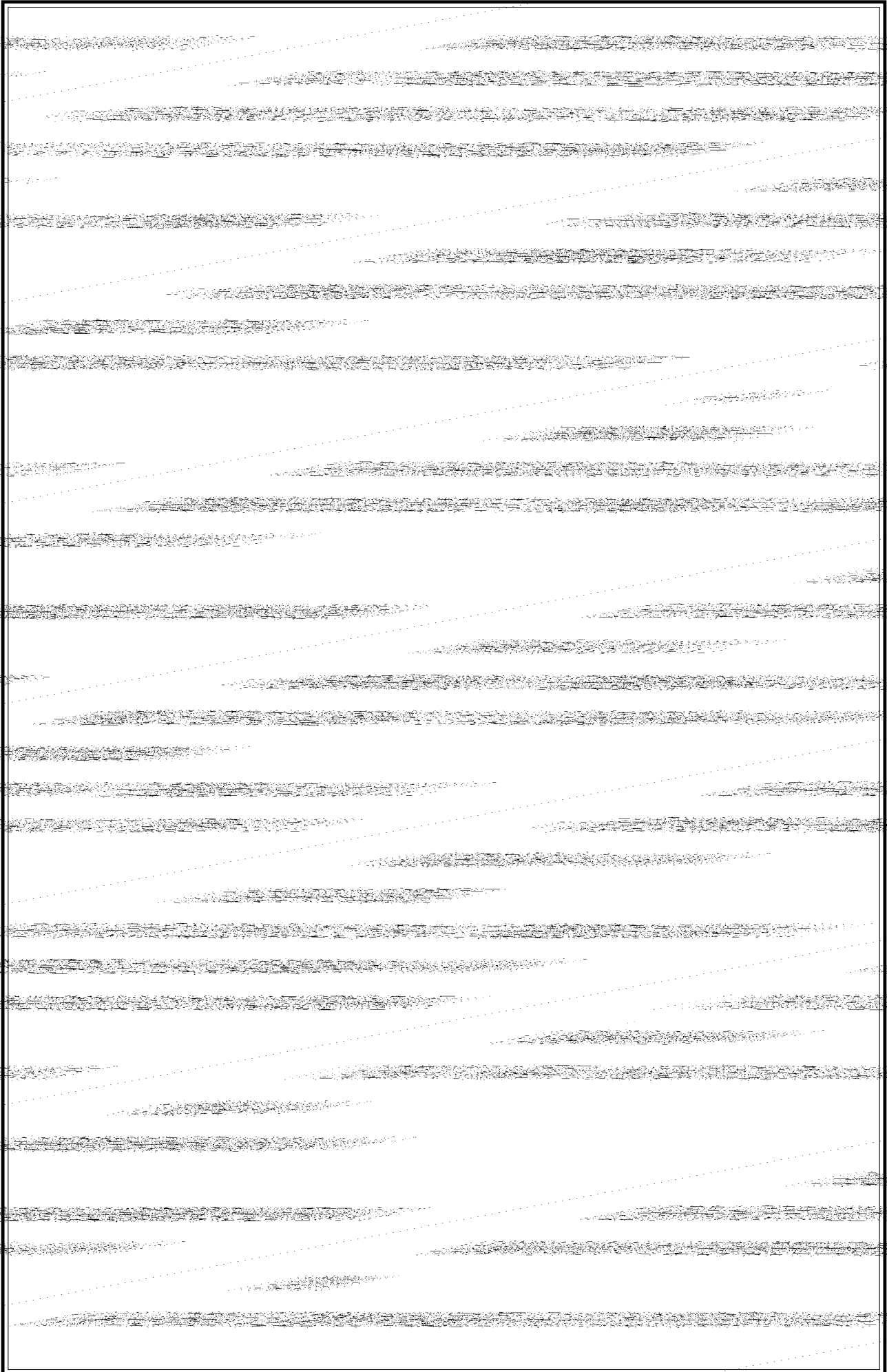


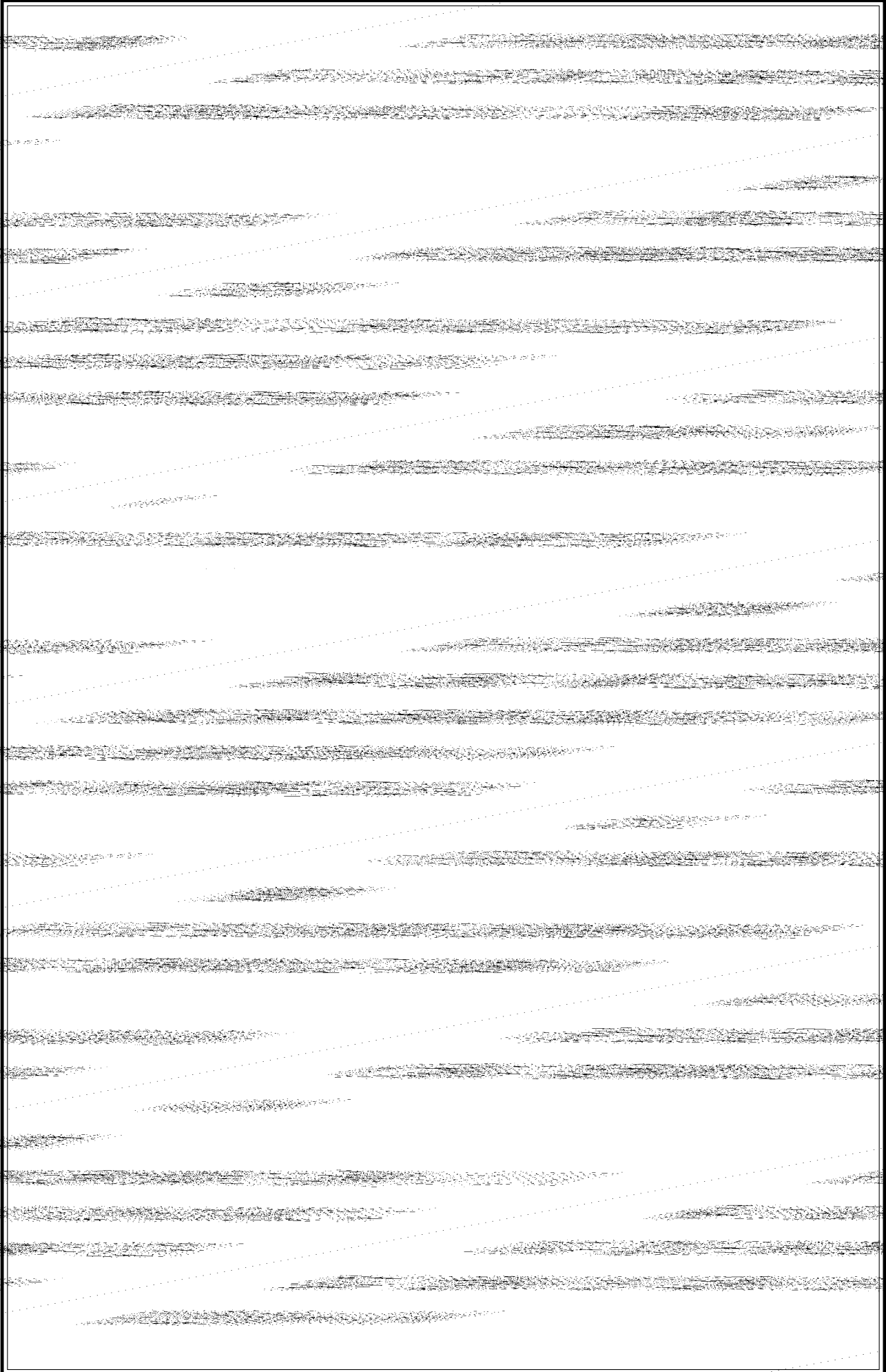




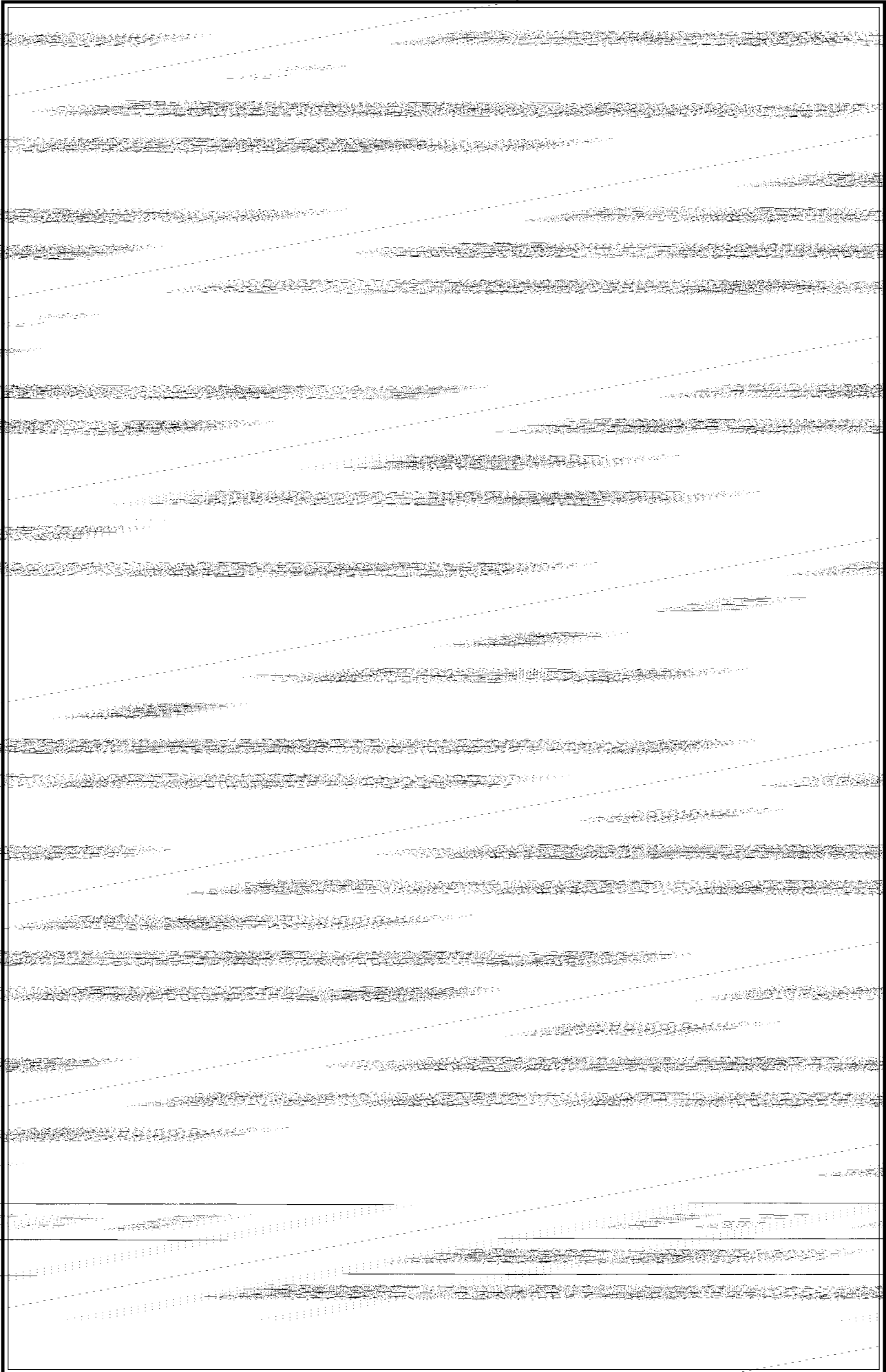












---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十四号

---

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十五号

---

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十六号

---

三重県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十七号

かれている職にある者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

別表第一水産物部の項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三水産物部の項を削る。

別表第四水産加工施設使用料の項を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

---

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第七十八号**

---

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第七十九号**

---

三重県病院事業庁看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第八十号**

---

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第八十一号**

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例を廃止する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第八十二号**

三重県議会基本条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

**三重県条例第八十三号**

三重県議会基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 議員の責務及び活動原則（第四条・第五条）

第三章 議会運営の原則等（第六条・第七条）

第四章 知事等との関係（第八条―第十条）

第五章 議会の機能の強化（第十一条―第十七条）

第六章 県民との関係（第十八条―第二十一条）

第七章 議会改革の推進（第二十二条・第二十三条）

第八章 政治倫理（第二十四条）

第九章 議会事務局等（第二十五条・第二十六条）

第十章 補則（第二十七条・第二十八条）

附則

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行

うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議<sup>し</sup>を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組みむものとする。

### (基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 第二章 議員の責務及び活動原則

### (議員の責務及び活動原則)

第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

### (会派)

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

## 第三章 議会運営の原則等

### (議会運営の原則)

第六条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第七条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第四章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第八条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組みなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第九条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第十条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第五章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十一条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第十二条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第十三条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第十四条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第十五条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第十六条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

#### 第六章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第十八条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第十九条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第二十条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第二十一条 議会は、三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

#### 第七章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第二十二条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第二十三条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

#### 第八章 政治倫理

(政治倫理)

第二十四条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

#### 第九章 議会事務局等

##### (議会事務局)

第二十五条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

##### (議会図書室)

第二十六条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

#### 第十章 補則

##### (他の条例との関係)

第二十七条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

##### (検討)

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

三重県議会議員の政治倫理に関する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

### 三重県条例第八十四号

#### 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の揺るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

##### (目的)

第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めると

ともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もつて清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

- 2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持つて、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。
- 3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(政治倫理規準)

第三条 議員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(審査の請求)

第四条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の十二分の一以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもつて行うものとする。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を速やかに設置する。

- 2 審査会は、委員十一人以内で組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の運営)

第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 一 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 二 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第三条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を要するものとする。
  - 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
  - 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
  - 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
  - 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。
  - 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。
  - 九 審査会の委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会は、前項第三号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
  - 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮つて定める。

(議長への報告)

第七条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第八条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第一項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第九条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

### 三重県条例第八十五号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十二年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（常任委員会の名称及び所管）」を「（常任委員会の所管等）」に、「（委員長、副委員長の辞任）」を「（委員長及び副委員長の辞任）」に、「（傍聴の取扱）」を「（委員会の公開）」に、「（秘密会）」を「（傍聴の取扱い）」に改める。

第二条の見出しを「（常任委員会の所管等）」に改め、同条第二号イ、ハ及びニ、同条第三号ロ並びに同条第五号ロ中「関連すること」の下に「（予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。）」を加える。

第二条に次の一号を加える。

#### 七 予算決算常任委員会

イ 予算及びこれに関連すること。

ロ 決算及びこれに関連すること。

第二条に次の二項を加える。

- 2 議員は、前項第一号から第六号までに規定する常任委員会のいずれか一の委員とならなければならない。
- 3 議員は、同時に二を超える常任委員となることができない。

第三条第三項中「（委員の選任）」を削る。

第五条中「以下」を「第十七条を除き、以下」に、「決める」を「定める」に改める。

第六条第一項中「（以下「委員」という。）」を削り、「諮つて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中において委員を選任する必要があるときは、議長が指名することができる。

第六条第三項中「常任委員」を「第二条第一項第一号から第六号までに規定する常任委員会の委員」に、「諮つて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第六条第三項中「常任委員」を「第二条第一項第一号から第六号までに規定する常任委員会の委員」に、「諮つて」を「諮つて」に改め、「委員会の」を削り、同項に次のただし書を加える。

- 5 議長は、第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び第三項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第七条第一項中「一名」を「一人」に改める。

第八条第一項中「決めて」を「定めて」に改める。

第九条の見出しを「（委員長及び副委員長の辞任）」に改め、同条第一項中「委員会の委員長、副委員長」を「委員長又は副委員長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、必要があると認めるときは、委員会に代わって許可することができる。

第九条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項及び前項の許可があつたときは、」を「前項ただし書の規定により辞任を許可したときは、その旨を」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十条に次の一項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員の辞任を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十三条第二項中「あつた」を「あつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十四条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十六条ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第十七条中「委員会は」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(委員会の公開)

第十八条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第十九条 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第二十条第二項中「会議規則」を「三重県議会会議規則(昭和三十二年三重県議会規則第一号)」に、「取消させる」を「取り消させる」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第二十一条第二項中「及び意見を聞こうとする」を「意見を聴こうとする」に改める。

第二十二条中「申し出なければ」を「申し出なければ」に改める。

第二十三条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第二十四条第二項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「こえ」を「超え」に改める。

第二十六条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十九条中「委員会の会議については」を「委員会に関しては」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「(常任委員会の名称及び所管)」を「(常任委員会の所管等)」に改める部分に限る。)、第二条の改正規定及び第六条第三項の改正規定(「常任委員」を「第二条第一項第一号から第六号までに規定する常任委員会の委員」に改める部分に限る。)は、平成十九年四月三十日から施行する。

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方税含む。)  
1箇月 3,000円  
1箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成18年12月26日発行  
津市広明町13番地  
三重県  
印刷・販売株式会社伊勢出版  
〒514-0815 津市藤方電の越977  
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431